

# ○尼崎市公営企業局指定給水装置工事事業者規程

平成24年4月1日

尼崎市水道局管理規程第8号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等（第3条－第9条）
- 第3章 給水装置工事主任技術者（第10条・第11条）
- 第4章 指定給水装置工事事業者の義務（第12条－第17条）
- 第5章 雑則（第18条－第21条）

## 付則

### 第1章 総則

#### （この規程の趣旨）

第1条 この規程は、尼崎市水道事業給水条例（昭和35年尼崎市条例第7号。以下「条例」という。）第9条第1項に規定する指定給水装置工事事業者について必要な事項を定めるものとする。

#### （業務処理の原則）

第2条 指定給水装置工事事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）、条例、尼崎市水道事業給水条例施行規程（昭和35年尼崎市水道事業管理規程第1号。以下「施行規程」という。）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の指示を順守し、誠実にその業務を行わなければならない。

### 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

#### （指定の申請）

第3条 指定給水装置工事事業者の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定給水装置工事事業者として指定を受けようとする者は、省令

様式第 1 による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員  
の氏名
- (2) 尼崎市公営企業の設置等に関する条例（平成 29 年尼崎市条例第 26 号）第 4 条第 2 項第 1 号に定める給水区域において給水装置工  
事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在  
地並びに第 11 条第 1 項の規定によりそれぞれの事業所において選  
任されることとなる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」  
という。）の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている給水装置  
工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 省令様式第 2 により次条第 1 項第 3 号アからオまでのいずれにも  
該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあ  
ってはその住民票の写し

（指定の基準）

第 4 条 管理者は、前条第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のい  
ずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、第 11 条第 1 項の規定により主任技術者として選  
任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。
  - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ウ 第7条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定事業者証の交付等)

第5条 管理者は、第3条第1項の指定をしたときは、指定給水装置工事事業者に尼崎市指定給水装置工事事業者証(第1号様式。以下「指定事業者証」という。)を交付する。

2 指定給水装置工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第7条第1項の指定の取消しを受けたときは、指定事業者証を管理者に返納するものとする。

3 指定給水装置工事事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第8条第1項の指定の効力の停止を受けたときは、指定事業者証を管理者に返納するものとする。

4 指定給水装置工事事業者は、指定事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

5 指定事業者証を汚損した指定給水装置工事事業者が指定事業者証の再交付を受けようとするときは、届出の際に、当該汚損した指定事業者証を管理者に返納しなければならない。

6 指定給水装置工事事業者は、指定事業者証の再交付を受けた後、紛失した指定事業者証を発見したときは、直ちにこれを管理者に返納しなければならない。

(変更等の届出)

第6条 指定給水装置工事事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき又は給水装置工事事業者の事業を廃止し、休止し、若し

くは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に省令様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、省令様式第2による第4条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、省令様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第7条 管理者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の指定を取り消すことができる。

(1) 第4条各号に適合しなくなったとき。

(2) 第11条各項の規定に違反したとき。

(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第12条に規定する給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事事業者の運営をすることができないと認められるとき。

(5) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(6) 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれ

に応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(7) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(8) 不正の手段により第3条第1項の指定を受けたとき。

2 前項の規定による指定の取消しに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(指定の効力の停止)

第8条 前条第1項各号に該当する場合において、指定給水装置工事事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

2 前項の規定による指定の効力の停止に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(指定等の公告)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度これを公告する。

(1) 第3条第1項の規定により指定給水装置工事事業者を指定したとき。

(2) 指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当し、第6条第1項の届出があったとき。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき。

イ 事業所の名称及び所在地に変更があったとき。

(3) 第6条第1項の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったとき。

(4) 第7条第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定を取り消したとき。

(5) 前条第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第10条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第5条に規定する基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第12条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第11条 指定給水装置工事事業者は、第3条第1項の指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の事業所の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

4 指定給水装置工事事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、省令様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出

なければならない。

#### 第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第12条 指定給水装置工事事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに、前条の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第10条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
  - ア 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
  - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
  - ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第10条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第13条 指定給水装置工事事業者は、条例第9条第2項に規定する設計審査を受けようとするときは、給水装置工事申込書（施行規程第2号様式）に、設計図書その他必要な書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(工事検査)

第14条 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の完成後、速やかに条例第9条第2項の工事検査を受けなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、条例第9条第2項の工事検査を受けようとするときは、工事検査申込書（第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

3 条例第9条第2項の工事検査に合格しないときは、指定給水装置工事事業者は、管理者の指定した期日までにこれを補正し、あらためて管理者の検査を受けなければならない。

(分岐工事等の立会い)

第15条 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事のうち、配水管又は公道上の給水管から給水管を分岐する工事（当該分岐部を撤去する工事を含む。）を施行するときは、市職員の立会いを受けなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、前項の立会いを受けようとするときは、あらかじめ、その旨を管理者に申し込まなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 管理者は、指定給水装置工事事業者が施行した給水装置に関し、法第17条第1項の給水装置の検査の必要があると認めるときは、



当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該工事に関し第12条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 管理者は、指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定給水装置工事事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

## 第5章 雑則

(指定給水装置工事事業者審査委員会)

第18条 管理者は、次に掲げる事項に関し、公正の確保と透明性の向上を図るため、尼崎市公営企業局指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「指定給水装置工事事業者審査委員会」という。)を設置する。

- (1) 第7条第1項の規定による指定の取消し
- (2) 第8条第1項の規定による指定の効力の停止

2 前項の指定給水装置工事事業者審査委員会について必要な事項は、管理者が別に定める。

(研修会等)

第19条 管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定給水装置工事事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする研修会を実施し、又は他の団体の実施する研修会等を推薦することができる。

2 前項の研修会の運営その他必要な事項は、管理者が別に定める。

(指定給水装置工事事業者組合)

第20条 指定給水装置工事事業者が組合を結成し、次の各号に掲げる書類を管理者に届け出たときは、当該組合を組合員たる指定給水装置工事事業者の業務についての市に対する連絡機関として指定することができる。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名を記載した書面
- (2) 規約又は定款

(3) 組合員たる指定給水装置工事事業者名簿

2 前項の指定を受けた組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1) 名称、住所又は代表者の氏名に変更があったとき。

(2) 規約又は定款に変更があったとき。

(3) 組合員に異動があったとき。

(4) 組合を解散し、又は合併したとき。

(補則)

第 2 1 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(尼崎市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

2 尼崎市水道事業給水条例施行規程（昭和 3 5 年尼崎市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 章の 2 指定給水装置工事事業者等（第 2 条の 3 - 第 2 条の 5）」を削る。

第 1 条中「水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）及び」を削る。

第 1 章の 2 を削る。

第 6 条及び第 7 条を次のように改める。

第 6 条 削除

第 7 条 削除

第 1 号様式の 2 を削る。

第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式 削除

付 則（平成 2 4 年 7 月 2 日水道局管理規程第 9 号）

この規程は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

付 則（平成30年3月31日尼崎市水道局管理規程第21号）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの規程による改正前の尼崎市水道局指定給水装置工事事業者規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、管理者に対してなされた申請及び届出（以下「申請等」という。）並びに改正前の規程の規定により管理者がした指定その他の行為（以下「指定等」という。）は、改正後の尼崎市公営企業局指定給水装置工事事業者規程の規定の相当の規定（以下「相当規定」という。）により管理者に対してなされた申請等及び相当規定により管理者がした指定等とみなす。

第 1 号様式

第 号

尼崎市指定給水装置工事事業者証

住 所

氏 名（名 称）

代表者氏名

上記の者を尼崎市指定給水装置工事事業者として指定する。

年 月 日

尼崎市公営企業管理者

印

第 2 号様式

工 事 検 査 申 込 書

受付

年 月 日

給 水 装 置 工 事 場 所	尼 崎 市	
工 事 申 込 者		
工 事 完 成 年 月 日	年 月 日 完 成	
検 査 希 望 日	第 1 希 望	年 月 日
	第 2 希 望	年 月 日
	第 3 希 望	年 月 日
※ 検 査 日	年 月 日	午前 時 分 午後
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	指定番号 _____ 印	
給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者	印	
給水装置の構造及び材質が 水道法施行令第5条の基準 に適合していることの確認 の方法及びその結果	方 法	結 果
備 考		

※の欄は、記入しないこと。